

屋外作業場（駐車場・トラクターミナル）にかかる騒音・振動について

埼玉県生活環境保全条例において、屋外作業場（注）について、騒音・振動の規制基準が設けられます。屋外作業場の設置者、管理者等の方は規制基準を遵守し、周辺的生活環境の保全に努めてください。

（注）「屋外作業場」とは

埼玉県生活環境保全条例では、次の3種類を「屋外作業場」としています。

- ① 面積が150㎡で、廃棄物、原材料等を保管するために設けられた場所
- ② 収容能力が20台以上の自動車駐車場
- ③ トラクターミナル

屋外作業場にかかる騒音の規制基準

区域	区域区分	時間の区分			
		朝 (午前6時 ～午前8時)	昼 (午前8時 ～午後7時)	夕 (午後7時 ～午後10時)	夜 (午後10時 ～午前6時)
1 種	第一種低層住居専用地域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
	第二種低層住居専用地域				
	第一種中高層住居専用地域				
	第二種中高層住居専用地域				
2 種	第一種住居地域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
	第二種住居地域				
	準住居地域				
	用途地域の定めのない地域				
3 種	近隣商業地域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
	商業地域				
	準工業地域				
4 種	工業地域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
	工業専用地域				

屋外作業場にかかる振動の規制基準

区 域	時間の区分	昼 (午前8時～午前7時)	夜 (午後7時～午前8時)
	区域区分		
1 種	第一種低層住居専用地域	60デシベル	55デシベル
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の定めのない地域		
2 種	近隣商業地域	65デシベル	60デシベル
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		
	工業専用地域		